

答 申

第1 審査会の結論

山形県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和3年6月17日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「過去10年に山形県警察が購入し、庄内警察署に配分されたGPS装置をはじめとする容疑者の位置探索に使用する機材の内容、購入価格、購入年月日が記載された資料及び過去10年に庄内警察署が購入したGPS装置をはじめとする容疑者の位置探索に使用する機材の内容、購入価格、購入年月日が記載された資料」の公文書開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。
- 2 また、同審査請求人は、令和3年8月4日、条例第4条第1項の規定により、実施機関に対し、「過去10年に山形県警察が購入し、県内の各警察署に配分されたGPS装置をはじめとする容疑者の位置探索に使用する機材について、配分された警察署名、内容、購入価格、購入年月日が記載された資料及び過去10年に山形県内の各警察署が購入したGPS装置をはじめとする容疑者の位置探索に使用する機材について、購入した警察署名、内容、購入価格、購入年月日が記載された資料」の公文書開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。
- 3 実施機関は、本件開示請求①及び②に対応するいずれの公文書も、「該当する資料が存在しない」ことを理由として、2件の不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年7月27日付け広（情）第22-2号公文書不存在通知書及び令和3年9月8日付け広（情）第32-2号公文書不存在通知書により、審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年10月8日及び令和3年11

月18日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁である山形県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して、2件の審査請求を行った。

- 5 実施機関は、令和4年1月6日及び令和4年2月24日、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、2件の審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、請求した公文書の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 警察庁は、平成18年6月、移動追跡装置運用要領と題する通達において、GPS装置を用いた容疑者の所在捜査を令状なしで行える任意捜査と位置づけ、これを機に、各都道府県警察はGPS捜査を密かに実施するようになった。
- (2) しかし、平成22年に入ると、事件関係者がGPS装置を発見し、裁判で違法捜査を争う事例が相次ぎ、このような動向からすると、遅くとも平成22年のあたりには、各都道府県警察はGPS捜査を容疑者の探索に有益な捜査方法と考え、令状のないGPS捜査を違法とした平成29年3月15日最高裁判決が出されるまでの間、GPS捜査を日常的に実施していたものと思われる。
- (3) よって、各都道府県警察は、遅くとも平成22年の時点においては、容疑者の探索に使用するためのGPS装置を相当程度保持していたと思われる。
- (4) 以上のことから、不存在とした本件処分はにわかに信じがたく、実施機関による弁明はこのような捜査の実態に沿わず、説得力に欠くものであり、不当であると言わざるを得ない。

### 第4 実施機関の主張要旨

#### 1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

## 2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求①及び②を受理した後、GPS装置をはじめとする容疑者の位置探索に使用する機材の購入について、警察本部内の各部及び山形県内の各警察署を対象に調査を行った。
- (2) その結果、山形県警察が過去においてGPS装置等を購入した記録はなく、請求内容に該当する資料が存在しないため、これに関する公文書は保有していないとする決定に至ったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査の併合について

本件の審査にあたっては、同一の審査請求人からの同一の実施機関に対する審査請求で、その内容も同趣旨であったことから、2件の審査請求について、併合して審査を行った。

### 2 本件開示請求について

本件開示請求は、GPS装置をはじめとする容疑者の位置探索に使用する機材等の購入に係る文書（以下「本件対象公文書」という。）を求めたものであり、これに対して、実施機関は本件処分を行ったものである。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件対象公文書の不存在を理由に本件処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象公文書の存在の有無について検討する。

### 3 本件対象公文書の存在の有無について

- (1) 実施機関は、開示請求を受理後、GPS装置をはじめとする容疑者の位置探索に使用する機材の購入について、警察本部内の各部及び山形県内の各警察署を対象に調査を行ったとしている。
- (2) 審査会が実施機関に対し、容疑者の位置探索に使用する機材の購入履歴の有無を明らかにするために、どのような調査を行ったのか確認をしたところ、以下のとおり説明した。
  - ア 警察本部内の各部及び山形県内の各警察署に対し、保存している備品一覧表と支出票といった会計文書を確認し、購入の有無を調査した。

イ その調査の結果、容疑者の位置探索に使用する機材の購入を示すものは存在せず、不存在の決定をした。

(3) 審査会事務局職員をして、備品一覧表及び支出票の中に、容疑者の位置探索に使用するための機材がないかどうか改めて調査させたところ、次のとおりであった。なお、備品一覧表に記載されるべき備品とは、一部を除き、取得額又は評価額が5万円以上のものである。また、支出票については、取得額又は評価額の制限はないが、保存期間は5年である。

ア 警察本部内の各部及び山形県内の各警察署の備品一覧表を全て確認したところ、「GPS受信機」という備品1台を確認した。しかし、この備品は、行方不明者の山岳捜査等の際に捜査員が携帯する登山等のアウトドア用トレッキングナビであり、別の機器等からこの備品の位置を探索・追跡する機能はないことから、容疑者の位置探索に使用するための機材ではないことが確認できた。

その他、備品一覧表には、容疑者の位置探索に使用するための機材等の保有が示唆されるものは確認できなかった。

イ 支出票については、支出票を一覧化した帳簿である予算差引簿により、GPS装置の購入に関する支出記録の有無を確認したところ、GPS装置の購入に関する支出を2件確認したが、ヘリコプター及び警備艇の装備品であるGPS装置であり、容疑者の位置探索に使用するための機材ではないことが確認できた。また、「捜査用消耗品」としての支出を2件確認したが、これはGPSとは関連のない捜査用機器の購入に係る支出であり、容疑者の位置探索に使用するための機材ではないことを確認した。

その他、支出票には、容疑者の位置探索に使用するための機材等の購入が示唆されるものは確認できなかった。

(4) なお、前述したとおり、備品一覧表に記載される備品については、一部を除き、取得額又は評価額が5万円以上のものであり、支出票については、保存期間が5年であることから、平成27年以前に5万円未満で購入している場合、今回の実施機関又は審査会事務局職員による調査では、その存在を確認することができない。

(5) 以上より、警察本部内の各部及び山形県内の各警察署を対象に調査を行った結果、本件対象公文書は存在しないとした実施機関の主張は、特段不自然及び不合理な点はなく、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象公文書について、不存在の決定をしたことは妥当である。

### 3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年1月6日	審査庁から諮問を受けた。(本件開示請求①関係)
令和4年1月31日 (第62回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年2月24日	審査庁から諮問を受けた。(本件開示請求②関係)
令和4年3月4日 (第63回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年3月29日 (第64回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年5月10日 (第65回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員